

第71回国民体育大会関東ブロック大会

山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、第71回国民体育大会関東ブロック大会（以下「大会」という。）を開催するため、第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）

(補助金交付の決定)

第4条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、すみやかに交付の決定を行い、実行委員会に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 実行委員会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第4号の2)
- (2) 収支決算書(様式第4号の3)

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、教育長は必要があると認める場合には、実行委員会に対し、概算払いにより交付することができる。

2 実行委員会は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 実行委員会は、補助事業により取得した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別表2に定める期間(以下「財産処分期限期間」という。)を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 実行委員会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成28年2月16日から施行する。
- 2 この要綱は平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1

補助区分	対 象 経 費	補 助 率	軽微な変更
第71回国民体育大会 関東ブロック大会山梨 県実行委員会	○報償費 ○旅費 ○使用料及び賃借料 ○需用費 ○役務費 ○委託費	当 該 経 費 の10/10	1 補助対象経費の各費目間 において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場 合 2 補助事業の目的の達成に 支障をきたさない事業計画 の細部の変更であって、交付 決定を受けた補助金の額の 増額を伴わない場合

別表2

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間
分 類	財 産 の 名 称	
備 品	1 公印	5年
	2 その他 前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲 の区分によらないもの ・ 主として金属製のもの ・ その他のもの	15年 8年

(様式第1号)

番 号
年 月 日

山 梨 県 教 育 委 員 会
教 育 長 殿

第 7 1 回 国 民 体 育 大 会 関 東 ブ ロ ッ ク 大 会
山 梨 県 実 行 委 員 会 会 長 氏 名 印

第 7 1 回 国 民 体 育 大 会 関 東 ブ ロ ッ ク 大 会
山 梨 県 実 行 委 員 会 事 業 費 補 助 金 交 付 申 請 書

このことについて、別添事業計画書のとおり実施したいので、第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書 (様式第1号の2)
 - (2) 収支予算書 (様式第1号の3)
 - (3) その他関係書類

(様式第1号の2)

事業計画書

事業名	期日	事業内容	備考

(様式第1号の3)

収 支 予 算 書

(収入の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(支出の部)

科 目	予算額	摘 要
計		

(様式第2号)

番 号
年 月 日

第71回国民体育大会関東ブロック大会

山梨県実行委員会 会長 殿

山梨県教育委員会
教育長 印

第71回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会事業費補助金の交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項及び第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

補助金交付決定額 金 円

補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- ・この補助金は、補助事業以外に使用してはならない。
- ・補助金交付の決定を受けたのち、その内容を変更する場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、教育長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で交付決定額に減額が生ずる場合については、この限りではない。
- ・補助事業者は、事業終了後1ヶ月以内に、事業概要等を記載した書類を添えた実績報告書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。
- ・交付決定をした事業が完了し、実績報告書が提出された場合において、補助金所要額に減額を生じたときは、当該実績報告書をもって変更申請書とみなし、補助金の交付決定額を変更することができる。
- ・実績報告書とともに補助事業についての収入支出についての証拠書類を提出しなければならない。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

第71回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会 会長 印

第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会
事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

第71回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会 会長 印

第71回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 その他関係書類

(様式第4号の2)

事業報告書

事業名	期日	事業内容	備考

(様式第4号の3)

収 支 決 算 書

(収入の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(支出の部)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

(様式第5号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

第71回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会 会長 印

第71回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった第71回国民体育大会関東ブロック大会山梨県実行委員会事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 金融機関等

(1) 口座振替 振替先金融機関名 _____
預金種別 (当座・普通)
口座名 _____
No. _____

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

第 7 1 回国民体育大会関東ブロック大会
山梨県実行委員会 会長 印

財産処分承認申請書

第 7 1 回国民体育大会関東ブロック大会事業費山梨県実行委員会事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、第 7 1 回国民体育大会関東ブロック大会事業費山梨県実行委員会事業費補助金交付要綱第 8 条に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類